

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階） 電話 0479-63-7272

出前講座において消費者トラブルコント 「電話 d e げき隊」を開催しました！

10月15日（土）入野ふれあいセンターで開催された干潟三地区（萬歳、中和、古城）社会福祉協議会の給食お楽しみ会において、「NPO法人いちかわ市民文化ネットワーク」を招いて、消費者トラブルの事例紹介や注意喚起をコント形式で、笑いながら誰でも分かりやすく学ぶことの出来る「コント d e げき隊」を実施し、5名の役者の方々が迫真の演技を披露しました。演目は、いまだ被害報告の多い「電話 d e 詐欺（いわゆるオレオレ詐欺）」「投資詐欺」「還付金詐欺」「高額売りつけ商法」の4つで、どの演目も実際におきた被害をもとにユーモアを交えながら行われました。参加者の評判も「分かりやすい」「面白い」と非常によく、コント終了後は活発な意見交換がなされるなど、有意義なものとなり大きな拍手喝采で終了となりました。



コントをしていただいた「NPO法人いちかわ市民文化ネットワーク」の皆様。



会場は大変盛り上がり、活発な意見交換も実施しました。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

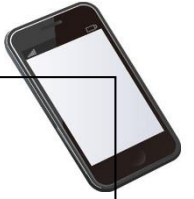
旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました No.25 ～ワンクリック請求の新しい手口～

Q

スマートフォンで無料と思われるアダルトサイトを閲覧していた際に、再生ボタンをタップしたところ、急にシャッター音が鳴り「登録終了」の画面が表示された。自分の写真を撮られたのではとびっくりして不安になったので、登録終了の表示の下「誤操作の方はこちらに」と表記された電話番号に電話をしてしまった。「会員登録を解約するには20万円支払え」と請求され、今もスマートフォンに何度も電話がかかってきているが、支払わなくてはいけな



A

ワンクリック請求の基本的な手口は、利用者を不安にさせて自分から連絡をさせるようにする事です。「誤操作の方はこちらに」や「解約したい場合はこちらに」などと表記のある電話番号に連絡をしてしまうと、氏名や住所などの個人情報を聞き出され、請求を取り下げる事なく様々な理由をつけて高額な支払いを要求してきます。

インターネットでの買い物は、価格・利用期間・利用条件等の契約に関する重要な事項を「わかりやすく表示」し、画面上のあるボタンをタップすれば有料の申込になる事を明確に表示しなければなりません。今回のケースは一方的に料金を請求されているため支払いや連絡をせずに、迷惑メール拒否設定や知らない番号からの着信には出ない等の対応で様子を見て、不安な事があれば一人で判断せず、消費生活センターに相談することと、脅迫めいた請求があった場合には警察に相談するよう伝えました。

また、ワンクリック請求を自分で解決しようと、インターネットで「請求している事業者名」や「動画サイト 請求トラブル 解決」などのキーワードを検索して、表示されたトラブル解決をうたう事業者を消費生活センター等と誤認して連絡してしまい、更に解決料等として高額請求を受ける二次被害も多発しています。

○身に覚えのない請求には、安易に連絡することやすぐ支払ってしまわないように注意しましょう。

※インターネットの有料動画の閲覧（購入）も「契約」のひとつです。契約の成立には消費者と事業者間で「申込みと承諾の一致」が必要です。

○シャッター音！？

請求画面の表示にあわせてシャッター音が鳴り、自分の写真を撮られてしまったのか？



実は・・・

ウェブサイト上でシャッター音が再生されているだけで、自分の写真や個人情報は相手に伝わっていません！！